

令和5年11月吉日

お客さま 各位

豊川信用金庫

インボイス制度に伴う当金庫の対応について

令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。

当金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、お客さまが当金庫に各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイス（適格請求書）を発行いたしますので消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫のインボイス制度の対応方法について、下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 窓口等で「各種手数料」をお支払いいただいた場合

手数料種類によって、インボイスの要件を満たした次の2通りの対応方法を取扱いさせていただきます。

- ・窓口等で「手数料受取書」「お取引明細票」等を交付する場合の取扱い。
- ・「インボイス管理票」を作成しますので、専用URLからWeb配信によりご確認いただく取扱い。

2. 自動振替で「各種手数料」をお支払いいただいた場合

預金口座より自動振替でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を作成しますので、専用URLからWeb配信によりご確認いただけます。

3. 「預金口座振替委託契約に係る手数料」をお支払いいただいた場合

預金口座振替委託契約に係るお取引につきましては、インボイスの要件を満たした「口座振替お取引明細書」を交付いたします。

4. 「投資信託のお取引に係る取引手数料」をお支払いいただいた場合

- ・法人のお客さま

投資信託のお取引ごとに「適格請求書（インボイス）」を作成し郵送いたします。

- ・個人事業主のお客さま

「適格請求書（インボイス）」の交付を希望される場合は、都度、お取引店にお申し出ください。

5. A T Mでのお取引について

A T Mでのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となるため、インボイス（適格請求書）の交付不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当することから、A T Mから出力される「ご利用明細」等につきましてはインボイス制度に対応する様式改正は行いませんのでご承知おきください。

なお、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除を受けることが可能となります。

6. インボイス管理票（W e b 配信）について

（1）作成対象

- ・令和5年9月末時点でお取引のある法人、個人事業主のお客さま
（自動的に作成しますので、お申込みは不要です。）
- ・令和5年10月以降に新規でお取引されるお客さまで、インボイス管理票（W e b 配信）のお申込みをされた法人、個人事業主のお客さま
（作成が必要な場合は、お申込みが必要です。）

（2）作成・通知時期

「インボイス管理票」作成対象の手数料が発生した場合に、月単位で翌々月に作成し、通知をします。

（3）操作方法

「インボイス管理票」作成対象の手数料を初めてお支払いいただいた際に、お客さまに操作方法等を記載したDMを発送しますので、ご覧ください。

インボイス制度への対応につきまして、ご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

豊川信用金庫 適格請求書発行事業者登録番号	T 9 1 8 0 3 0 5 0 0 3 4 6 5
--------------------------	-----------------------------

以上